

# 常任委員会だより



総務常任委員会に付託された案件は条例五件、当初予算五件、補正予算四件、その他五件、陳情六件である。

平成十九年度仙北市一般会計予算について

【歳入】

問 法人税が前年度より減となっているがその根拠は。又、どのような業種に多く見られるのか。

答 法人数は十八年度五百八十三法人、十九年度五百三十四法人で、四十九法人の減少を見込んでいます。業種は飲食業をはじめ、様々な分野に及んでいます。

問 アロマ田沢湖への貸付で、今年から五百万円の返還が始まるということで予算に計上されている。契約にあるから予算編成上は予算計上せざるを得ないことの考

え方と、健全財政を貫くとする基本にたつての予算編成があるとするば何らかの対応策、初期策を起さなければならぬと思われるがその考え方は。

答 償還の計画に基づいて償還してもらう事が市としての基本である。現実的にはアロマの経営状況で可能かどうかの判断も前提としては必要な事と思う。歳入欠陥にならないよう経営の健全化、事業の効率的執行に取り組み、平成十九年度中に償還して頂く事を前提で歳入に計上した。

【歳出】

問 定住対策プロジェクトで、空き家調査をし定住させる事についての考え方は。

答 十八年度は基礎調査を行ってきたが、今後は上松木内地区、白岩地区を含め、いきたい。田沢地区として一定の成果があれば市内全域に情報提供を呼びかけたい。最初は短期間の利用でこちらに親しんでいただいて、永住してもらえればと思っています。

意見 若者を対象とした考え方も必要ではないか。

問 自治体として微税する義務と、納税者は納税する義務があるが、これを納税貯蓄組合に依存する事を将来何年も続けて行く事で良いのか。

答 あくまでも納税者が自主的な納税にあたり、自らが組合を組んで貯蓄し、それにより自らが納税しやすい環境をつくるのが趣旨と考えている。強制はしないが、自主的な納税をする為に必要なと考えているので、できるなら続けてお願いしたい。

平成十八年度仙北市一般会計補正予算(第八号)について

【訴訟関係】

問 訴訟関係で、前任者に係る責任を問う事ができるのか弁護士に聞くよう強くお願いしたがどのようなになったのか。

答 結論から言う法的には求償請求はできないという事であった。

【判断】

問 弁護士の意向を尊重して仙北市として結論を出すのは正しいのか。この判断は判例に基づいての判断か、弁護士の法律家としての判断か確認する必要があるのではないか。民訴法に基づき理論を振りかざして仙北

市が百パーセント応じる事は市民に対し迷惑を掛ける事になる。

答 弁護士の回答内容を解釈した事で法的にどうかという議論と法的にはどうかという話もあると思うので、当然考えた上で最終的な結論を出さなければならぬと思っ

付託案件の採決

条例五件、当初予算五件、補正予算四件、その他五件については、原案を可と決定した。陳情六件については継続審査とした。



東風の湯の指定管理者となった(株)アロマ田沢湖